

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「新しい価値の創造」と「顧客の期待を超える価値の提供」を経営理念としております。当社がこの経営理念のもと、長期的な競争力を維持し、さらなる向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が重要課題と認識しております。ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、社会等、当社をとりまくステークホルダーに対して社会的責任を果たしつつ、業務執行の適法性と効率性を確保し、魅力的な企業として継続的に企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山木 学	7,310,000	64.46
領下 崇	15,000	0.13
高見 由香里	15,000	0.13
小川 洋平	500	0.01
棚橋 新七	500	0.01
谷口 嘉正	500	0.01
村瀬 仁規	250	0.01
山下 浩平	250	0.01

支配株主(親会社を除く)の有無	山木 学
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	10 月
-----	------

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、取引内容及び条件の妥当性等については取締役会において審議を行い、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制につきましては、監査役監査、監査法人による専門的な立場からの会計監査、内部監査から構成される三様監査を実施しております。監査役会・会計監査人・内部監査人はお互いに相互連携を行い、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証及び評価を推進しております。

監査役会と会計監査人及び内部監査人との相互連携については、定期的にそれぞれの監査の方法と結果について情報交換を行う他、主として常勤監査役が定期的に個別に情報交換を行っております。また、内部監査人においても、監査役より要請があった際には、適宜報告及び情報交換を行う他、会計監査人とも連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村社 通夫	他の会社の出身者													
竹内 克弥	他の会社の出身者													
黒澤 基弘	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村社 通夫	○	－	大手金融機関にて内部監査業務に長く携われてきたことより、その経験を当社の経営全般への監査へ活かして頂くことが期待でき、また、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるためです。
竹内 克弥	○	－	大手金融機関にて証券アナリスト業務に長く携われてきたことより、その経験を当社の経営全般への監査へ活かして頂くことが期待でき、また、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるためです。
黒澤 基弘	○	－	検察庁にて検事を、そしてその後は弁護士業務に長く携われてきたことより、その経験を当社の経営全般への監査へ活かして頂くことが期待でき、また、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格をみたす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認いただいた報酬総額の範囲において、代表取締役に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、管理本部が窓口となって情報提供を適宜行っており、必要に応じて、取締役会での議題や資料等について事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

2. 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は3名で構成され、3名とも社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。監査役会は、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は定時取締役会及び臨時取締役会に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べております。

常勤監査役は部長会議にも常時出席しており、また、重要な書類の閲覧など業務執行の全般にわたって監査を実施しております。監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づいて実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されております。

3. 部長会議

当社では、代表取締役、本部長及び常勤監査役が出席する部長会議を開催しております。毎月開催される定時部長会議に加え、必要に応じて臨時部長会議を開催しております。部長会議では、当社の組織、運営、その他経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

4. 内部監査

代表取締役直轄の複数の内部監査人が、内部監査計画に従い、それぞれが自身の所属するグループ以外の部門に対して、分担して業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、報告された監査結果を確認の上、内部監査人を通じて被監査グループに対して改善を指示し、結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、監査役や監査法人とも適宜連携をしております。

5. 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、提出日現在において、社外取締役を選任しておりませんが、監査役3名を社外監査役とすることで、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。監査役3名につきましては、大手金融機関にて長きに渡り内部監査業務に従事していた者、大手金融機関にて長きに渡り証券アナリスト業務に従事していた者及び豊富な弁護士経験と同時に豊富な検事経験も持つ弁護士、と各自が豊富な実務経験と専門知識を有しており、当社の取締役会へ出席することで、十分な経営監視機能を果たしていると判断しております。

なお、当社は独立役員の要件を充たす社外取締役候補者を選定中であります。社外取締役としては、上場企業における経営経験等を有している方を検討しておりますが、いまだ特定の方へ要請するには至っておりません。引き続き、平成27年10月期の定時株主総会に向けて、その選任を提出議案とすべく努めてまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招通通知につきましては、可能な範囲で、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の設定につきましては、集中日を避け、できるだけ多くの株主の方々に出席いただけるよう、日程調整に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、資本市場参加者をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、当社の経営方針や事業戦略、業績等の企業情報や投資判断に資する情報を迅速・正確かつ公平に開示をすることを、IR活動の基本方針としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催していく予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に実施していくことを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	上場後は当社ホームページにIR資料の掲載を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役管理本部長を責任者として、管理本部内で実施し、公正かつ適切なIR活動を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	決算説明会や当社ホームページへの情報発信等により、株主や投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対して、迅速・正確かつ公平な情報開示を行う予定です。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保する目的で、下記のように「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、現在、その整備と共に運用の徹底を図っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の「内部統制システムに関する基本方針」において、「取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規定を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします」と法令・社内規定の遵守を基本的な行動規範として明確にしております。コンプライアンス体制の構築・維持については、監査役による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規定に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握・監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。また、コンプライアンスを遵守する公正な経営を実践する目的で内部通報規程を制定し、法令や社内規定上疑義のある行為等について、その情報を直接管理本部長又は常勤監査役が受領し、調査を行いコンプライアンス違反行為が行われている場合は、直ちにコンプライアンス違反行為の是正その他の対応策及び再発防止措置を決定する等内部通報制度(ホットライン)を整備・運用しております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規定に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規定に基づいて、リスク管理の最高責任者を代表取締役とし、管理本部長がリスク管理担当者としてこれを補佐しております。また、管理本部は、具体的なリスクを想定・分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、必要に応じて部長会議に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役をリスク統括責任者とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各グループが実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、部長会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機能ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び従業員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。また、月1回開催される定時取締役会において、月次決算及び業務にかかる報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化も取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

5. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査役がそれを指定できるものとしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものとしております。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

7. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとしております。監査役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとしております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効果的かつ効率的に把握できるようにするため、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとしております。また、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士と意見交換等を実施するものとしております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、人事総務グループが対応を一元的に管理し、警察等関係機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「イトクロ社員は、反社会的勢力とはいかなる取引も行いません。また、反社会的行為と関わらないよう、公私問わず良識ある行動に努めます。」と行動指針の中で定めており、当社の主要な会議や各拠点で実施している朝礼などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

また、「反社会的勢力に対する基本方針及び対応に関する規程」を制定し、反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、人事総務グループが対応を一元的に管理し、警察等関係機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前に確認を行っており、継続取引先についても、毎年1回、取引先全社の調査を行っております。取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

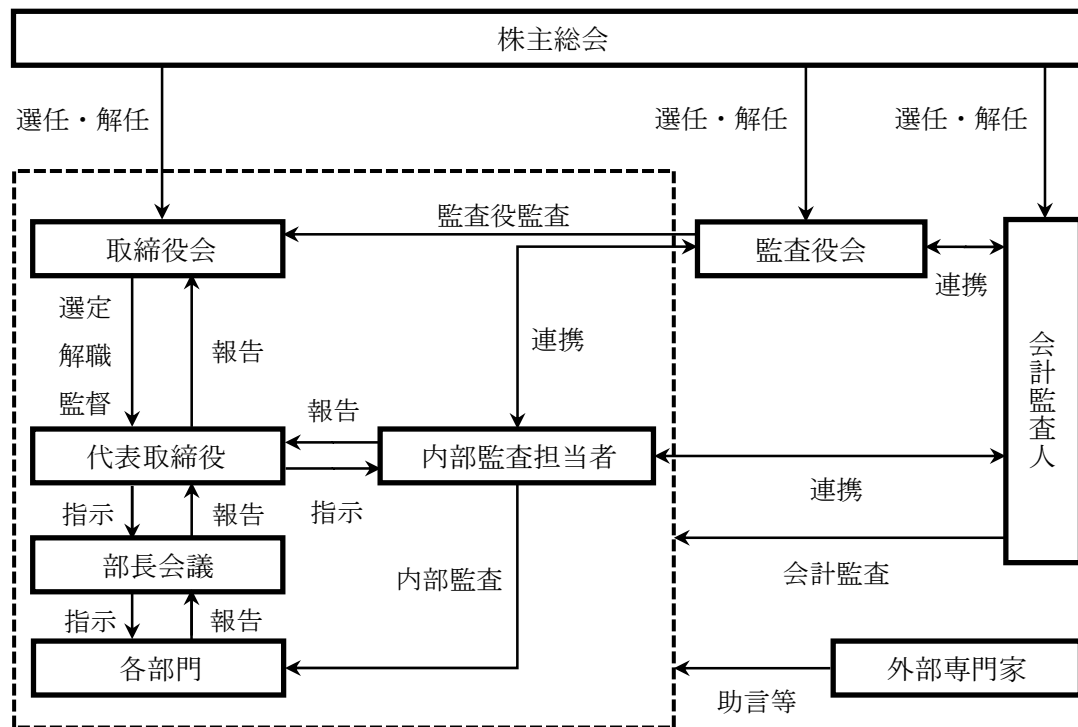
当社では、現在の買収防衛策の導入予定はありませんが、規模の拡大等にあわせて必要に応じて検討をしていく予定です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環と位置付けております。株主・投資家等が、的確な投資情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価いただく事を目的として適時に、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めております。

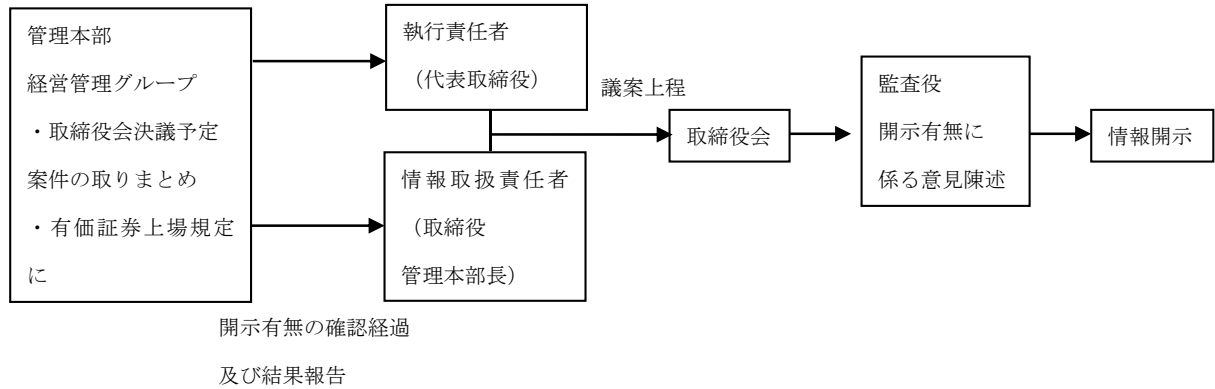
会社情報の適時開示の管理責任者として、管理本部長を「情報取扱責任者」に任命し、担当部署を経営管理グループとしております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報>

(緊急事態等の発生)

